

[用紙番号 経済産業省—1]

個表番号	1 - 5	法律名	鉱業法施行法 (S25 法 290)
条 項	12②、13④、26	事務内容	鉱業権の出願・登録等に関する事務
① 「当てはめ案」(法定受託事務)では不都合が生じると考える理由			
<p>【国の資源の確保やエネルギー安全保障等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源に乏しい我が国において、国内に賦存する鉱物資源は国民経済上極めて重要な国家的資産であり、これに係る鉱業権の設定(採掘・試掘権の賦与)は、国自身がその本来的権能として国家的視点から行うことが必要であり、これを通じ、国全体として鉱物資源の合理的な開発を行うことが必要である。 ・仮に広域的实施体制へ移譲した場合、鉱物資源の合理的な開発を通じ、公共の福祉の増進に寄与するという鉱業法の法目的が達成されないこととなり、国民経済上、著しい支障が生じる。 			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<ul style="list-style-type: none"> ・上記のような不都合を解決するために、枠組みとして国の関与(指示、事前協議等)を確保することが考えられるが、そのように措置したとしても、国家的見地から鉱物資源の合理的な開発を行うという政策的判断を統一的に実施することは困難である。 			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<ul style="list-style-type: none"> ・排他的経済水域等を含め、我が国に賦存する鉱物資源は、国家的資産として国全体の視点から開発の妥当性等を判断する必要があるため。 			

〔用紙番号 経済産業省—2〕

個表番号	2-③	法律名	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（H18 法 33）
条 項	4 ① 5 ①② 1 2	事務内容	特定研究開発等計画の認定 特定研究開発等計画の変更等 報告徴収

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

ものづくり基盤技術は我が国製造業の国際競争力の源泉。中小ものづくり高度化法において、経済産業大臣は、国が守るべき基盤技術、伸ばすべき基盤技術を明定し、その研究開発の方向性を定めた指針に適合した研究開発計画を認定している。これまでの認定計画では、理研、産総研、物材研、JAXA、農研機構等の国家関係行政機関が中小企業の協力機関として名を連ねており、基盤技術分野における熾烈な国際技術競争に打ち克つべく国策として中小企業の研究開発を支援しているところ。このため、研究開発計画の認定等が広域連合の自治事務となる場合には、研究開発の一体性が失われ、開発支援すべき技術が埋没するおそれがある。

また、国として指定する基盤技術は現在 20 技術あるが、技術は国内外で日進月歩しているため、その分野や指針については国家的課題として 2～3 年ごとに改正している。認定は日々進歩する技術にあわせて弾力的・機動的に実施されているため、国として認定して支援すべき技術の研究開発計画を具体的に特定するには、国内外の技術動向を見て我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に資するかを判断する必要がある。したがって、全日本の見地からの認定等の判断を行うことが出来なければ、法目的達成に著しい困難が生じることになる。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

国が一丸となって中小ものづくり高度化法の下で中小企業の研究開発を支援しているため、研究開発計画を認定する行為（4 ①）とこれに付随する変更（5 ①②）と報告徴収（1 2）は、技術の指定・指針の策定とともに国で一体的に実施すべき。

また、国として認定して支援すべき研究開発の具体的な指定にあたっては、国内外で日進月歩する技術の動向を見て弾力的・機動的に対応する必要があり、法定受託事務として事務処理の基準等を細かく規定する方法では対応しきれないため、移譲の例外として国に残し、迅速・適切に処理すべき。

[用紙番号 経済産業省—3]

個表番号	2-⑦	法律名	揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51 11月25日法律第88号）
条 項	18②	事務内容	揮発油の使用の節減のための措置
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>揮発油の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」という。）第18条第2項においては、揮発油の需給がタイト化した場合であっても揮発油販売業者から消費者に対する揮発油の供給途絶を招くことのないよう、経済産業大臣が国内外の石油事情等を総合的に勘案した上で、揮発油販売業者について営業日の制限及び営業時間の短縮（以下「営業制限」という。）の実施を求め、当該求めに対応しない揮発油販売業者に対して営業日の制限及び営業時間の短縮に係る勧告を行うことができる旨を規定している。したがって、揮発油販売業者に係る営業制限に係る勧告は、広く国内外の事情に応じて発動された営業制限を実効ならしめるための担保措置であることから、一地域の事情をもって判断すべきものではなく、「当てはめ案」では不都合が生じる。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>現在、品確法18条第2項については、同法の委任規定に基づく政令により「経済産業大臣の権限であって、給油所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関する者は、当該給油所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする」と定められているが、当該権限については、経済産業大臣が直接これを行行使するものとする。</p>			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>揮発油の使用の節減を図るための営業制限に係る措置は、国内外の石油事情を広く勘案して行われるものであり、その担保措置についても、一地域の事情をもって判断すべきものではない。また、揮発油の購入場所は、消費者の判断に委ねられることから、全国統一的に区別なく営業制限に係る担保措置が適切に実施されなければ、本措置の目的である揮発油の使用の節減を達成することはできない。したがって、本措置については、委譲の例外とすることが適当である。</p>			

[用紙番号 経済産業省—4]

個表番号	2-⑩	法律名	電気事業法 (S39 法 170) 【卸電気事業者、卸供給事業者】
条 項	3 6① 7① 8① 9①、② 9④ 9⑤ 10① 10② 11② 13① 14①、② 15①、②、③ 15⑤ 16① 22①、③、④、 ⑦ 23②、③ 30 34② 35 36② 105 106③、107② <上記の条項を 準用する場合 を含む。>	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業の許可 ・許可証の交付 ・事業開始の開始期間の指定 ・供給区域等の変更許可供給／相手方たる一般電気事業者 ・電気事業の用に供する電気工作物に関する事項の変更の届出 ・重要な変更に係る届出後の待機期間の短縮 ・重要な変更に係る届出内容の変更又は中止命令 ・事業の譲渡し及び譲受けの認可 ・法人の合併又は分割の認可 ・相続による事業の承継の届出 ・設備の譲渡し等の届出 ・事業の休止又は廃止の許可等 ・事業の許可の取消し等 ・事業の許可の取消し後の理由書の送付 ・事業を開始しない場合の許可の取消し等 ・卸供給の供給条件の届出、特例承認等 ・供給条件に関する命令及び処分 ・業務の方法の改善命令 ・財務計算に関する諸表の提出 ・償却等 ・渇水準備引当金取りくずしの特例許可 ・業務監査及び経理監査 ・電気事業者に対する報告の徴収、立入検査

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由
<p>電力ネットワークは全国大で連系しており、各エリア間も相互に大きく影響を及ぼし合うため、電力の安定供給に影響を与えうる権限については、国が全国的視点から行うことが不可欠である。とりわけ、災害等有事の場合には、国は安定供給の確保のために電気事業者に対して他の電気事業者に電気を供給すること等を命ずることができるが（供給命令）、国が全国における電気工作物等の正確な情報を一元的かつ迅速に把握することなどが出来ない場合、当該業務に支障が生じる。</p> <p>また、低圧需要の電気料金については、認可又は届出の対象であることを背景に卸供給料金も届出の対象となっているが、料金に係る情報を国が一元的に把握することができなければ、電気料金の水準が妥当であるか判断することが困難となる。</p> <p>更には、広域実施体制がどのような形かにもよるが、その区域に含まれる地方公共団体が運営する電気事業者に対し、許認可、監査・立入検査等を行う場合の利益相反が生ずるおそれがある。</p>
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策
—
③ 移譲の例外とすべきと考える理由
① 挙げた問題が生じ、電力の安定供給等に支障を及ぼすおそれが大きいため。

【様式3】

個表番号	2-⑩	法律名	電気事業法（S39 法 170）【電圧及び周波数、土地の使用及び立入り】
条 項	9② 26② 30 58② 58③ 61① 61③ 105 106③、107② 〈上記の条項をする場合を含む。〉	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業の用に供する電気工作物に関する事項の変更の届出 ・電圧及び周波数に関する措置命令 ・業務の方法の改善命令 ・土地等を一時使用するときの許可 ・他人の土地に立入るときに許可等 ・電気事業者に対する植物の伐採又は移植の許可 ・電気事業者からの植物の伐採又は移植の事後の届出受理 ・業務監査及び経理監査 ・電気事業者に対する報告の徴収、立入検査

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

電力ネットワークは全国大で連系しており、各エリア間も相互に大きく影響を及ぼし合うため、電力の安定供給に影響を与えうる権限については、国が全国的視点から行うことが不可欠である。

これらの条は、電気事業者の電気工作物（発電設備、変電設備、送電設備、配電設備）の変更（新設、変更、廃止等）の届出等について、安定的な電力供給の確保、電力系統全体の安定的な維持・運用を図ることによる電気の利用者の保護という観点から定められているものである。

とりわけ、東日本大震災以降、全国大での電力供給力の確保が極めて重要となっており、これらの電気工作物に係る変更の把握については、安定的な電力供給の確保のため、全国的な視点から行うことが必要不可欠であること、各社間での電力融通など複雑な処理が増える中で、安定的に電力を供給するためには、経済産業大臣の下、全国大でより徹底した電圧・周波数の維持・運用等が求められることから本条に係る権限については、広域実施体制における実施は困難であると考えます。

なお、特定電気事業に関しては、土地の使用及び立入の許可、業務方法の改善命令、立入検査等のみ広域実施体制で行うことについては、上述の観点から、一連の規制を国が一貫性を持って執行しているところであり、部分的な執行権限のみ移譲することは執行の不都合を招く等の支障を生ずるおそれがある。更には、地方自治体が事業主体である場合など、規制権者と被規制者が同一主体となる利益相反の関係となるおそれがある。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

—

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

① 挙げた問題が生じ、電力の安定供給等に支障を及ぼすおそれが大きいいため。

個表番号	2-⑩	法律名	電気事業法（S39 法 170）【特定供給、自家用電気工作物の報告徴収等】
条 項	17① 17④ 17⑤ 106③、107② 106④ 107③ 111①、②	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定供給の許可 ・ 特定供給の変更の届出 ・ 特定供給の廃止の届出 ・ 電気事業者に対する報告の徴収、立入検査 ・ 自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対する報告の徴収 ・ 自家用電気工作物を設置する者又はボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者に対する立入検査 ・ 苦情の申出等
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>電力ネットワークは全国大で連系しており、各エリア間も相互に大きく影響を及ぼし合うため、電力の安定供給に影響を与えうる権限については、国が全国的視点から行うことが不可欠である。</p> <p>とりわけ、災害等有事の場合には、国は安定供給の確保のために電気事業者に対して他の電気事業者に電気を供給すること等を命ずることができるが（供給命令）、国が全国における電気工作物等の正確な情報を一元的かつ迅速に把握することが出来ない場合、当該業務に支障が生じる。</p> <p>また、低圧需要の電気料金については、認可又は届出の対象であるが、料金に係る情報を国が一元的に把握することができなければ、電気料金の水準が妥当であるか判断することが困難となる。</p> <p>特定供給については、許可の審査に際し、その基準となる、一般電気事業の需要家が受けるべき利益（電気料金等）への影響などの包括的な判断が必要であるが、一般電気事業者について権限を持たない中では、適切な判断に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>更には、広域実施体制がどのような形にもよるが、その区域に含まれる地方公共団体が運営する電気事業者に対し、許認可、監査・立入検査等を行う場合の利益相反が生ずるおそれがある。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
—			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
① 挙げた問題が生じ、電力の安定供給等に支障を及ぼすおそれが大きいため。			

[用紙番号 経済産業省—5]

個表番号	2-⑬	法律名	ガス事業法 (S29 法 51)
条 項	3	事務内容	<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス事業の許可
	6①		<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス事業の許可証の交付
	7		<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス事業の開始の届出の受理等
	<8①>		<ul style="list-style-type: none"> 簡易ガス事業の供給区域等の変更
	<8③>		<ul style="list-style-type: none"> 簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等
	9①、②、④、		<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス工作物等の変更の届出の受理
	⑤		
	11②		<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス事業者の地位の承継
	13①、②		<ul style="list-style-type: none"> 事業の休止及び廃止の許可、法人解散の認可
	<14①②>		<ul style="list-style-type: none"> 簡易ガス事業の許可の取消し
	<14③>		<ul style="list-style-type: none"> 簡易ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたときの理由書の送付
	15①、②		<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス事業者に対する変更許可の取消し等
	17①、④、⑤、		<ul style="list-style-type: none"> 供給約款の認可等
	⑦、⑧		
	18		<ul style="list-style-type: none"> 供給約款に関する命令及び処分
	20 ただし書		<ul style="list-style-type: none"> 供給約款等以外の供給条件の認可
	22①、③ただし書④、⑥		<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス事業者による託送供給の届出の受理等
	22 の 2①、③、		<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス事業者による託送供給に係る料金その他の供給条件についての届出の受理等
	④、⑤		
	22 の 5①④～		<ul style="list-style-type: none"> 供給区域外への供給の届出の受理
	⑥、⑦		
	23①、③、④、		<ul style="list-style-type: none"> 供給区域外への大口供給の届出の受理
	⑤		
	24		<ul style="list-style-type: none"> 供給区域外へのガスの使用者に対して導管によりガスを供給する場合の届出の受理
25①、②、④、	<ul style="list-style-type: none"> ガスの供給計画の届出の受理 		
⑤			
25 の 2②	<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス事業者に対する大口供給に係る事業の運営の改善措置命令 		
26②	<ul style="list-style-type: none"> 財務計算に関する諸表の受理 		
26 の 2②	<ul style="list-style-type: none"> 業務区分ごとの収支状況を記載した書類の受理 		
27	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却等に関する命令 		
10①	<ul style="list-style-type: none"> 事業の譲渡及び譲受けの認可 		
10②	<ul style="list-style-type: none"> 法人の合併及び分割の認可 		
15	<ul style="list-style-type: none"> 供給区域等の変更の許可の取消し 		

	<p>17①、④、⑤、 ⑦、⑧ 18 20 ただし書 22 の 4② 25 の 2① 25 の 3 37 の 2 37 の 3① 37 の 5① 47 の 5① 37 の 6 の 2 37 の 7 の 2①、 ④、⑤、⑥ 37 の 7 の 2⑦、 ⑨ 37 の 7 の 3①、 ③、④、⑤ 37 の 7 の 4 37 の 9① 43①、② 44② 45 の 2 46① (ガス事業 に関するもの に限る。) 47① (ガス事業 に関するもの に限る。) 48 49① (ガス事業 に関するもの に限る。) 51 〈上記の条項を 準用する場合 を含む。〉</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 供給約款の認可等 ・ 供給約款に関する命令及び処分 ・ 供給約款等以外の供給条件の認可 ・ 一般ガス事業者に対する託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令 ・ 一般ガス事業者に対する改善命令 ・ 供給区域の調整等の勧告 ・ 簡易ガス事業の許可 ・ 簡易ガス事業の許可の申請の受理 ・ 簡易ガス事業の許可証の交付 ・ 消防庁長官に対する通報 ・ 供給約款等以外の供給条件の認可 ・ ガス導管事業の届出の受理等 ・ ガス導管事業の変更又は廃止の届出の受理 ・ ガス導管事業者による大口供給の届出の受理 ・ ガス導管事業者による特定供給の届出の受理 ・ 一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給の届出の受理 ・ 土地の立入許可 ・ 植物の伐採等 ・ 監査 ・ 報告の徴収 ・ 立入検査 ・ 公聴会の開催 ・ 供給区域等の減少に係る聴聞 ・ 苦情の申出の受理
--	--	--	---

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

現在、ガス事業者の中には、既に複数のエリアを跨いでいる者も存在しているが、ガス供給効率化、非常時等におけるエネルギーセキュリティの確保等の観点から、今後広域の導管ネットワークの整備について検討を行う予定であり、益々各エリア間で相互に影響を及ぼし合うことが想定されるため、ガスの安定供給に影響を与えうる権限については、国が全国的な視点から行うことが不可欠である。とりわけ、東日本大震災時にはエリア間のガスの融通の重要性が確認されたが、このような緊急事態が発生した際の対応を行う上での一元的な情報把握及び統一的な判断に基づく迅速な対応が困難となる。

簡易ガス事業の許可の基準となる、ガスの工作物の過剰投資とならないこと（一般・簡易の業態の別にかかわらず）、又は供給地点が一般ガス事業者の供給区域内にある場合における、一般ガス事業の供給計画や需要家が受けるべき利益への影響などの包括的な判断が困難となる。

また、大規模な災害や事故等、ガスの安定供給に支障を及ぼすような緊急事態が発生した際の一元的な情報把握及び統一的な判断に基づく迅速な対応が困難となる。

更には、広域実施体制がどのような形にもよるが、その区域に含まれる地方公共団体が運営する公営ガス事業者に対し、許認可、監査・立入検査等を行う場合の利益相反が生ずるおそれがある。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

—

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

① 挙げた問題が生じ、ガスの安定供給等に支障を及ぼすおそれが大きいため。

[用紙番号 経済産業省—6]

個表番号	3-④	法律名	株式会社日本政策金融公庫法（H19法57）
条 項	17②	事務内容	指定の公示
	24		監督命令
	25①		業務の休廃止
	59②		報告及び検査
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>上記に掲げる事務のうち、「指定の公示」及び「業務の休廃止」に関して、「当てはめ案」どおりに法定受託事務とした場合、株式会社日本政策金融公庫法上、それぞれの事務にかかる届出を受理することが、広域連合において可能になるが、それぞれの事務は、「受理」により完結するのではなく、「官報に公示する」ことで完結する。しかし、官報に公示する主務大臣の権限は、委任事務とされていないことから、事務に支障を来すおそれがある。</p> <p>上記に掲げる事務のうち「監督命令」及び「報告及び検査」に関して、「当てはめ案」どおりに法定受託事務とした場合、個々の広域連合毎に異なる判断基準等に基づいて事務が行われる可能性が生じる。政策金融は、国の政策を実施するための機能であるため、災害対応等も含め、全国一律の考え方にに基づき実施することが必要であり、国の中小企業政策に沿って機動的かつ弾力的に実施することが求められている。また、指定金融機関は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫からの信用の供与を受け、危機に対処するために必要な資金供給（危機対応業務）を行っており、同じく全国一律の考え方にに基づいて実施する必要がある。以上より、これら事務については、国が一体的に行わなければ、政策金融としての効果を発揮することができなくなることから、引き続き国が一体的に行う必要がある。</p> <p>また、該当事務にかかる権限の行使は、財務省、農林水産省及び経済産業省の三省が共同行使することとされており、経済産業省のみ権限を移譲することは適切ではない。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
—			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>政策金融は、国の政策を実施するための機能であるため、災害対応等も含め、全国一律の考え方にに基づき実施することが必要であり、国の中小企業政策に沿って機動的かつ弾力的に実施することが求められている。また、指定金融機関は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫からの信用の供与を受け、危機に対処するために必要な資金供給（危機対応業務）を行っており、同じく全国一律の考え方にに基づいて実施する必要がある。以上より、これら事務については、国が一体的に行わなければ、政策金融としての効果を発揮することができなくなることから、引き続き国が一体的に行う必要がある。</p> <p>また、該当事務にかかる権限の行使は、財務省、農林水産省及び経済産業省の三省が共同行使することとされており、経済産業省のみ権限を移譲することは適切ではない。</p>			

[用紙番号 経済産業省—7]

個表番号	3-22	法律名	信用保証協会法 (S28 法 196)
条 項	43	事務内容	支援機関に対する報告徴収・検査
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>保証業務支援機関は、国の主導の下で適正保証・適正弁済を推進し、信用保証協会法の目的である信用保証協会の業務の健全な発達を図り、もって中小企業金融の円滑化を進めるため、各保証協会の有する中小企業者に関する信用情報の管理・提供、個別の金融機関毎の保証や代位弁済の状況に関する情報の管理・提供、保証協会の業務に関する調査研究を行うとともに、保証協会に対して助言その他の支援を行う機関であり、その活動範囲は全国である。また、信用補完制度は信用保証協会のみならず、日本政策金融公庫など関連機関の密接な連携によって成り立っており、制度の運用にあたっては国が一体的に行う必要がある。このため、特定の区域を管轄する広域的实施体制の事務とすることは不適當である。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>現状では保証業務支援機関に指定しているのは全国信用保証協会連合会のみであり、報告徴収及び検査について基準を示して法定受託事務とするより国が直接実施した方が効率的。</p>			

[用紙番号 消費者庁—1]

個表番号	2-⑥	法律名	特定商取引に関する法律 (S5 1法5 7)
条 項	6条の2	事務内容	・販売業者に対する資料の提出要求
	7条		・販売業者等に対する指示
	8条		・販売業者等に対する業務の停止命令等
	34条の2		・禁止行為に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求
	36条の2		・誇大広告に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求
	38条		・統括者等に対する指示
	39条		・連鎖販売取引の停止命令等
	43条の2		・誇大広告に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求
	44条の2		・禁止行為に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求
	46条		・役務提供事業者等に対する指示
	47条		・役務提供事業者等に対する業務の停止命令等
	52条の2		・禁止行為に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求
	54条の2		・誇大広告に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求
	56条		・業務提供誘因販売業者等に対する指示
	57条		・業務提供誘因販売業取引の停止命令
	60条		・主務大臣に対する申出
	66条①～④		・報告及び立入検査
	66条①～③		・報告及び立入検査※法 66⑥において準用
	12条の2		・誇大広告に該当するか否かを判断するため、販売業者等に対する資料の提出要求
	14条		・販売業者等に対する指示
	15条		・販売業者等に対する業務の停止命令
	60条		・主務大臣に対する申出
	21条の2		・禁止行為に該当するか否かを判断するため、販売業者に対する資料の提出要求
22条	・販売業者等に対する指示		
23条	・販売業者等に対する業務の停止命令		

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

- 特定商取引法では、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売など消費者トラブルが生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者に対する行為規制とそれ違反した場合の行政処分（業務停止命令・指示）などが規定されており、国（消費者庁長官・経済産業局長）と都道府県（知事）がともに、事業者に対する報告徴収・立入検査などの調査権限や処分権限を有している（いわゆる並行権限）。
 - ・経済産業局長は、内閣総理大臣の権限を委任された消費者庁長官の権限が委任され、消費者被害の発生に地域性は見られるものの、ほぼ全国の消費者に被害が発生していることから、処分の効果は全国に及ぼすべきと考えられる事案について、消費者庁長官の指揮監督の下で消費者庁と一体となって調査・処分を行っている。（特定商取引法第 67 条第 3 項、第 69 条第 3 項、経済産業省設置法第 12 条第 4 項）
 - ・都道府県知事は、自治事務として、都道府県の区域内で行われる販売業務による消費者被害に対し調査・処分権限を有している。
- このように、国（消費者庁・経済産業局）と都道府県がともに法律上の権限を有し、それぞれの役割分担の下で調査・処分を行う仕組が構築されている。すなわち、消費者庁は特に地域性に乏しく全国的に消費者被害が及んでいる事案に、経済産業局は消費者被害の発生に地域性は見られるものの、ほぼ全国の消費者に被害が発生していることから処分の効果は全国に及ぼすべきと考えられる事案に対処し、県域内の事案については都道府県が地域の実情を踏まえて対処している。
- 各経済産業局が行った特商法に基づく行政処分（業務停止命令、指示処分等）の効果は全国に及び、処分事業者は業務停止命令を受けた場合には、全国で命令の期間中は命令の対象となった業務を行うことが出来ない。

② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

- 仮に経済産業局の権限を自治事務として広域的实施体制に移譲した場合、広域的实施体制による特定商取引法に基づく行政処分の効果が、その域内にのみ及ぶということであれば、各経済産業局が担ってきた全国に効果が及ぶ特商法の行政処分について、国が広域的实施体制と並行権限を行使するための消費者庁の体制の強化（増員等）が必要となる。それが認められるならば、移譲することには大きな問題はないと考えられる。
- また、広域的实施体制に経済産業局の事務・権限を移譲した場合に、現行の経済産業局の権限がそのまま広域的实施体制に移譲され、広域的实施体制の行った処分の効果が全国に及ぶ場合においても、移譲することには大きな問題はないと考えられる。

③ 移譲の例外とすべきと考える理由